

犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の更なる推進について

令和3年12月24日

警察庁丙暴発第3号、丙刑企発第71号、丙生企発第115号、丙交企発第118号、丙備企発第217号

警察庁刑事局長、警察庁生活安全局長、警察庁交通局長、警察庁警備局長から各道府県警察の長、各附属機関の長、各地方機関の長あて

(概要)

犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の更なる推進について、

1 組織の総合力の発揮

都道府県警察の事件主管課は、各種犯罪の事件化に当たり、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）についても時機を逸することなく積極的な適用を検討するとともに、犯罪収益解明班と一層緊密に連携するなど、組織の総合力の発揮に努めること。

2 検察庁との緊密な連携

各種犯罪の事件化に当たり検察庁と協議する際は、犯罪による収益の発見や検挙を逃れようとする行為に対する組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による取締り並びに犯罪による収益の剥奪及び犯罪供用物等の没収についても適時に必要な情報や方針を共有するなど、検察庁との緊密な連携を強化すること。

を示したものである。